

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月4日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第36号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(船員の勤務時間の特例)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(年次休暇の日数)</p> <p>第9条 勤務時間等条例第13条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、<u>20日に短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、160時間に勤務時間等条例第2条第2項又は第3項の規定に基づき定められた短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）</u>とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p>	<p>(船員の勤務時間の特例)</p> <p>第6条の3 [略]</p> <p><u>(育児短時間勤務職員等についての適用除外)</u></p> <p>第7条 第3条、第4条及び第5条第1項の規定は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。</u></p> <p>(年次休暇の日数)</p> <p>第9条 勤務時間等条例第13条第1項第1号の人事委員会規則で定める日数は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</u></p> <p>(1) <u>斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）</u> 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) <u>不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）</u> 160時間に勤務時間等条例第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4</p>

項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、8時間を1日として日に換算して得た日数

2 前項の規定にかかわらず、当該年の中途において新たに職員となった短時間勤務職員の年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該年の中途において新たに職員となった育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数とする。

第9条の3 勤務時間等条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

第9条の3 勤務時間等条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年の中途において新たに職員となった職員（短時間勤務職員及び次号に掲げる職員を除く。）当該職員のうち県立学校職員以外の職員にあつては別表第1の1、県立学校職員にあつては同表の2の採用された月の欄に掲げる区分に応じ、これらの表の日数の欄に掲げる日数（以下「基本日数」という。）

(1) 当該年の中途において新たに職員となった職員（育児短時間勤務職員等、短時間勤務職員及び次号に掲げる職員を除く。）当該職員のうち県立学校職員以外の職員にあつては別表第1の1、県立学校職員にあつては同表の2の採用された月の欄に掲げる区分に応じ、これらの表の日数の欄に掲げる日数（以下「基本日数」という。）

(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等（勤務時間等条例第13条第1項第3号の地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該職員となった月の基本日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項においても同じ。）又は任期付職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第2条、第3条又は第4条の規定により採用された職員をいう。第4項においても同じ。）である場合にあつては、それらの者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等（勤務時間等条例第13条第1項第3号の地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該職員となった月の基本日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。）又は任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員をいう。第4項第2号において同じ。）である場合にあつては、それらの者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2・3 [略]

2・3 [略]

4 勤務時間等条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日後から、当該年において

4 勤務時間等条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（その日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。

職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員又は任期付職員である場合にあっては、これらの者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

5～7 [略]

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に並び、次に掲げる日数

ア 当該年の初日に職員となった場合 20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該残日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数

イ 当該年の初日後に職員となった場合 アの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員 その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数

5～7 [略]

第9条の4 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては勤務時間等条例第13条第1項第1号又は第2号に掲げる日数（以下この項において「付与日数」という。）に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数（以下この項において「繰越日数」という。）を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては付与日数に、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数

があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数とする。

(1) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務(以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。)を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務(以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。)を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して

(年次休暇の繰越し)

第10条 勤務時間等条例第13条第2項の人事委員会規則で定める日数は、20日とする。

(特別休暇)

第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(5) [略]

(6) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 人事委員会が定める期間内における週休日、休日及び代休日を除く連続する7日の範囲内の期間(短時間勤務職員にあっては、短時間勤務職員以外の職員との均衡を考慮して人事委員会が定める期間)

(7)～(12) [略]

(13) 生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合(男性職員にあっては、その妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第17号及び第18号において同じ。))が当該子の保育をすることができる場合を除く。) 1日2回それぞれ1時間の期間(男性職員にあっては、その妻が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(14)～(16) [略]

(17) 職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当である

得た率

2 前項の規定により年次休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次休暇の日数が当該変更の日の前日における年次休暇の日数を下回る場合には、前項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次休暇の日数とする。

(年次休暇の繰越し)

第10条 勤務時間等条例第13条第2項の人事委員会規則で定める日数は、20日(第9条第1項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数)とする。

(特別休暇)

第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(5) [略]

(6) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 人事委員会が定める期間内における週休日、休日及び代休日を除く連続する7日の範囲内の期間(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員以外の職員との均衡を考慮して人事委員会が定める期間)

(7)～(12) [略]

(13) 生後1年6月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための時間を請求した場合(男性職員にあっては、その妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、第17号及び第18号において同じ。))が当該子の保育をすることができる場合を除く。) 1日2回それぞれ1時間の期間(男性職員にあっては、その妻が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を請求し、若しくは承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ1時間から当該請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間) (育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める回数及び期間)

(14)～(16) [略]

(17) 職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると

と認められる場合 人事委員会が定める期間内における3日（短時間勤務職員にあっては、24時間）の範囲内の期間

(18) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（母性保護のため必要がある場合にあっては8週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間）の範囲内の期間

(19)～(25) [略]

(休暇の単位等)

第14条 休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間（特別休暇（第12条第14号、第17号及び第18号の休暇に限る。）及び短時間勤務職員の年次休暇にあっては、1日又は1時間）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条に規定する1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員の年次休暇の単位は、1時間とする。

認められる場合 人事委員会が定める期間内における3日の範囲内の期間

(18) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（母性保護のため必要がある場合にあっては8週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

(19)～(25) [略]

(休暇の単位等)

第14条 年次休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、1日又は1時間）とする。

2 前項の規定にかかわらず、不斉一型短時間勤務職員の年次休暇の単位は、1時間とする。

3 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 8時間

(2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 4時間

イ 育児休業法第10条第1項第2号 5時間

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 8時間

(3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち不斉一型短時間勤務職員を除く。） 8時間

4 第12条第14号、第17号及び第18号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。

<p>3 [略]</p>	<p>5 1日を単位とする第12条第14号、第17号及び第18号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>6 1時間を単位として使用した第12条第14号、第17号及び第18号の休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 8時間</p> <p>(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(8時間を超える場合にあっては、8時間とし、1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)</p> <p>(3) 不斉一型短時間勤務職員 8時間</p> <p>7 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第12条第17号の人事委員会が定める期間(当該期間の初日を除く。)又は同条第18号に規定する出産予定日の6週間(母性保護のため必要がある場合にあっては8週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間(当該期間の初日を除く。)にこの規則の施行の日がある職員が同日前のそれぞれの当該期間に使用したこの規則による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第17号又は第18号の休暇及び同日前に使用した同条第14号の休暇については、改正後の規則第12条第14号、第17号及び第18号の休暇として使用されたものとみなす。